

申請した内容に変更があったときの届出

1 届出が必要な事業者

法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。末尾に記載例がありますので、参考にしてください。

2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
登録事項等変更届出書	1	
変更内容を証明する書類	1	法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、電気工事士の氏名及び資格などに変更があったことを証明する登記簿謄本や免状の写し、備え付け器具調書等の必要書類を添付してください。

3 手数料

変更の内容	手数料
法人の名称又は個人事業主の氏名、事業所の所在地、もしくは電気工事の種類を変更しようとするとき	2,200円
法人の代表者または法人の役員（電気工事業を担当する役員の場合に限る）の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとするとき	無料

4 提出期限

届出事項に変更があった後、30日以内に提出してください。

5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送し、又は持参してください。

鳥取県危機管理局消防防災課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話 0857-26-7063
--

6 参考法令

第10条第1項、第32条第2号

※鳥取県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)	
法人の名称又は個人事業主の氏名、事業所の所在地、もしくは電気工事の種類の変更	2,200円
法人の代表者または法人の役員の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格の変更	無料

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由

※鳥取県収入証紙貼付欄	
鳥取県収入証紙を貼り付ける欄です。 (消印はしないこと)	
変更の内容によっては手数料が不要場合があります。不明の場合は、窓口にお問い合わせください。	2,200円
氏名または法人の名称、事業所の所在地、もしくは電気工事の種類を変更しようとするとき	
法人の代表者または法人の役員の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとするとき	無料

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

この届出書を提出した日を記載してください。

年 月 日

鳥 取 県

※記載がないときは、当課で受け付けた日を届出の日とします。

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

①届出人の住所、②届出人の氏名または法人の名称、③届出人が法人の場合には代表者の氏名、及び④連絡先電話番号を記入してください。

※捺印は必要ありません。

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

事業の登録番号と登録年月日を記入してください。

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
変更を届け出る内容のうち、以前に届け出ていた内容を記載してください。	変更を届け出る内容のうち、変更後の内容を記載してください。

3 変更の年月日

年 月 日

変更が生じた日を記入してください。

4 変更の理由

変更が生じた理由を記載してください。

例えば、「代表者が退職した」、「事務所が移転した」などの簡単な記述で結構です。

添付書類の例

変更内容	添付書類の例	手数料
法人の名称	商業登記簿謄本の写し	必要(2,200円)
法人の代表者や役員	商業登記簿謄本の写し	不要
個人事業主である代表者の氏名	旧氏名が記載された住民票や戸籍抄本など	必要(2,200円)
事業所の所在地	法人の場合は、商業登記簿謄本の写し 個人事業主の場合は、営業所の位置図その他営業所の所在地がわかる資料等	必要(2,200円)
電気工事の工種	変更後の工種により、電気工事士免状や認定電気工事従事者の認定証などのほか、備付器具調書	必要(2,200円)
電気工事士の氏名及び資格	電気工事士免状の写し	不要

みほん